

学校法人都文館夢学園 郁文館中学校 学則(抄)

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として本校建学の精神に則り、小学校を卒業した生徒に対し中学普通教育を施し、夢を持ち、夢を追い、夢を叶えることができる人物を郁文館高等学校もしくは郁文館グローバル高等学校との一貫教育を通して育成することを目的とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者またはこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 本校に転入学または編入学することができる者は、前条に規定する資格を有しあつ前学年の課程を修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を志願する者に対しては選考を行い、入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望するときは、保護者において本校所定の入学願書その他必要な書類に検定料をそえ願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けたときは保護者において、すみやかに保証人連署の誓約書その他

の必要な書類に入学金をそえ提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが期日までに行われない時は、入学の許可を取り消すことがある。

(転学及び退学)

第14条 転学しようとするときは、保護者においてその事由を明らかにし、保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。病気その他により退学しようとするときは、保護者においてその事由を明らかにし、必要書類をそえ、保証人連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第15条 前条の規定により転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠席・休学及び復学)

第16条 生徒が欠席しようとするときは、保護者においてその都度届け出なければならない。

2 病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席することができないときは保護者においてその事由を明らかにし、必要書類をそえ届け出て承認を得なければならない。

3 前項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは保護者においてその事情を明らかにした書類をそえ届け出て承認を得なければならない。

(学習評価)

第18条 各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第19条 前条の規定により本校所定の全課程を修了したと認められる生徒には卒業証書を授与する。

(保護者)

第20条 保護者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保護者は生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。

(保証人)

第21条 保護者は独立の生計を営む成人で学校に対し、生徒の生活と教育に関する責任を負うことのできる者を1人以上保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

第22条 保護者または保証人が転籍、転居または氏名変更し、その他一身上に変動があつたときはすみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そなうまたは成年被後見の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて保護者または保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でないと認められたときは変更させることがある。

(学納金等の納入、滞納及び納入の特例)

第25条 生徒はその在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 正当な理由がなくかつ所定の手続きを経ずに授業料を2ヶ月以上納めず、その後においても納入の見込みがない生徒は退学を命ずることがある。
- 3 生徒が休学したときは、前第1項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

(納入金の不還付)

第26条 すでに納入した入学金及び検定料は、原則として返還しない。

ただし、授業料、施設設備費及び教育充実費については月数按分で返還する。

(懲戒)

第28条 本校の定める諸規定を守らず、生徒としての本分にもとる行為のあった者は懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者